

関係各位

宮崎市長 清山 知憲

(公印省略)

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用に関する取扱いについて（通知）

平素より本市の障がい福祉行政にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）における在宅でのサービス利用に関する取扱いについて、以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

○就労系サービスの在宅でのサービス利用に関する主な変更点

①在宅利用対象期間について

市が申請を受理し、在宅利用を認めた日から負担上限月額適用期間の終期までとする。

↓

市が申請を受理し、在宅利用を認めた日から支給決定期間の終期までとする。

このことにより、就労継続支援A型及びB型で複数年の支給決定を受けた方の負担上限月額見直しによるサービスの更新においては、在宅でのサービス利用に関する書類は提出不要となります。

②在宅利用に係る個別支援計画について

これまでサービス提供事業所から在宅利用に係る個別支援計画を提出していただいておりますが、提出不要とします。

③在宅利用の理由の記載について

相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成する際に在宅利用をする場合は、在宅利用の理由の記載をお願いします。

○今後の取扱いについて

- ・支給決定開始日が令和6年4月以降の分より適用いたします。
- ・すでに支給決定を受けていて、負担上限月額見直しが令和6年4月以降（令和6年3月末更新を含む）の負担上限月額見直しによるサービスの更新についても適用となります。

〈文書取扱〉

福祉部 障がい福祉課 認定サービス係

〒880-8505

宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話(0985)42-6442 FAX(0985)21-1776